



「第二次日本経穴委員会」便り

～第3回 メーリング委員会～

経絡治療学会学術部員 うらやまひさつぐ
浦山久嗣

我々経穴委員会が現在行っている作業は、言わば「経穴の世界共通語作り」です。

明治時代、当時の維新政府は東京の山の手で使用されている話し言葉を土台にして「標準語」を作り、全国の尋常小学校で統一教科書を使って国語教育を行いました。その成果が現れるのはラジオ放送が普及してからで、それまでに何十年もかかっています。

国内統一を国家事業で行うにも膨大な時間と労力を必要とするのに、たかが「経穴」といっても、国際標準化ともなると、月に1回程度の会議ぐらいで簡単に問題が解決してくれるはずはありません。

日本では第一次委員会が作成した『標準経穴学』が教育現場では反映されておらず、学校協会系と盲学校系の2種類の教材がそれぞれ独立して使われているのが現状です。中国も韓国もすでに統一化されているのですが、このままだと伝統ある日本鍼灸が世界から置き去りにされかねませんでした。

また、今回はもう1つ難題が加わりました。第一次のWHO会議で決まったことは全部で361の経穴の名称と記載順序でしたが、今回はその位置を決めるために、新たに「respect history and reality」という原則が決まりました。つまり「古典の記述と各国の実状の両方を活かそう」

ということです。

基づくべき古典として、『黄帝明堂経(不明)』および『鍼灸甲乙経(280?)』、『千金方(630?)』所収の「甄権明堂」、『銅人腧穴鍼灸図経(1027)』の4種が定められましたが、日本では現代語訳もなく、一般の鍼灸師には全く馴染みのないものです。それに3カ国で使用されている統一教科書が加わるはずでしたが、日本だけが統一されていません。

そこで、これまでの日本側の遅れを取り戻すべく第二次経穴委員会が組織されたのでした。我々は、次のWHO会議(10月12日から京都で行われる)までの数カ月間で、中国と韓国に追いつかなければならないのです。

まともに会議だけで経穴の位置を検討しようとすれば、恐らく1日かけてもせいぜい4～5穴がいいところでしょう。とても標準経穴361穴のすべてを網羅することはできません。この苦境を打開するために導入されたのがメーリングリストでした。委員の1人が送ったメールがメンバー全員に届くシステムです。これによって、メンバー全員が24時間好きなときに参加できる会議が毎日行われることになったわけです。

メール上のやりとりはこれまでに優に100件を超えています。内容としては、本会議の日程の変更や会議室の予約などの事務連絡から、関連

する論文の交換までさまざまです。ここで三面六臂の大活躍したのが小林健二委員でした。小林先生は中国と韓国の教科書を翻訳し、日本の3種類(『標準経穴学』と2種類の教材)のテキストと合わせて、経穴ごとの表にまとめて下さったばかりか、関係するほぼすべての古典の原文まで整理して提供して頂きました。我々はその情報を基に、メンバー7人で50数穴ずつ分担して、各自検討することができるようになりました。

誰かが解らない、納得いかないことがあれば、メールで質問し、それを読んで解決策を示せる誰かがメールで答えます。

その中からほんの2例をご紹介します。現在一般的に使用されている経穴位置と古典の記述が違ふことに対するやりとりの一部です。実は、このような問題がある経穴は非常に多いのですが、皆さんなら「古典と実状」の折り合いをどう付けたらいいと思いますか。

005 (L-05, 尺沢) : 肘窩横紋の動脈上。

尺沢穴は、『太素』『靈枢』の本輪篇も「肘中之動脈也」であり、『甲乙経』『千金方』『翼方』『外台』『医心方』など、『明堂経』系の文献も概ね「在肘中約上動脈」である。「動脈」をいわない例は非常に少ないが、『外台』の「甄権云、在臂屈横紋中、両筋骨罅、陷者宛宛中」や『医心方』の「有本云、在肘屈大横文中」など、全くないというわけではない。しかし、甄権の「両筋骨罅」にしても「上腕筋もしくは上腕二頭筋と円回内筋の間」および「尺骨と桡骨あるいは上腕骨と桡骨の間」を意味しているに過ぎない。

従って、本来の尺沢穴は、現行の曲沢穴の位置にあったことになる。

注目すべきは『医学入門』内集巻之一の「肘横紋中、大筋外」であり、初めて「上腕二頭筋

の外則」と思われる表現が登場する。現行の経穴学・腧穴学はほとんどこれに拠っている。

曲沢穴は「在肘内廉下、陷者中」、少海穴は「在肘内廉節後、陷者中、動脈応手」である。同じ「肘内廉」としながらも、曲沢穴は「下方の陥凹部」で、少海穴は「内側上顆上方の陥凹部で、動脈拍動部」であるという。従って、曲沢穴は「現行の少海穴の位置」であり、少海穴は「内側上顆上方の上腕三頭筋停止部前縁の陥凹部で、下尺側側副動脈の拍動部にある」ということになる。ただし、下尺側側副動脈は細くてほとんど触知できないため、「動脈手に応ず」の「動脈」の語は解釈が変わる可能性がある。

026 (LI-15, 肩髃) : 肩鎖関節の関節裂隙と上腕骨頭との間隙。

肩髃穴は「在肩端、兩骨間」、肩髃穴は「在肩端、臑上、斜拳臂取之」、臑髃穴は「在肩髃後、大骨下、胛上廉陷者中」である。肩髃穴と肩髃穴は同じ「肩端に在り」としながらも、かたや「兩骨間」といい、かたや「臑上」という。また、肩髃穴は取穴姿勢を指示せず、肩髃穴は「斜めに臂を挙げて之を取る」という。肩髃穴は手陽明経に所属するが、その上下を同じく手陽明経に属する臂臑穴と巨骨穴とに挟まれる形になっている。臂臑穴が「三角筋と上腕二頭筋の間」であり、巨骨穴が「肩峰と鎖骨の間」であるとすれば、肩髃穴が「肩臑穴の直上で肩峰と鎖骨の間」であるほうがより整合性が備わる。

従って、肩髃穴が「従来の肩髃穴の位置にある」と解釈したほうが、経文の内容をより反映した状態であることが解る。また、臑髃穴は「肩髃穴の後方で、肩峰の下縁の外則角付近の陥凹部」と解釈できる。

(〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町2丁目19-20 荒木ビル2F はり・きょう移山堂)